

2023年7月24日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた当社の取組について

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、我が国を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。その一環として、金融機関においては関係省庁等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁(※)が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」といいます。)を踏まえ、当社ではお客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について確認させていただく場合があります。お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※金融庁からも、金融機関をご利用されるお客さまに対し、各種確認手続へのご協力を依頼するお知らせが発信されています。詳細は以下のリンク先をご参照ください。

(クリックすると金融庁のホームページを開きます)

[金融機関のマネロン対策にご協力ください\(金融庁ホームページ\)](#)

1. お取引時確認にご協力ください

当社では、「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時確認に、金融庁ガイドライン等を踏まえた事項を加えて、お客さまのお取引時確認(ご本人の氏名やお取引目的、職業等)をさせていただく場合があります。

<確認させていただく事項>

- (1)氏名、住所、および生年月日
- (2)お取引目的
- (3)職業
- (4)国籍
- (5)(日本国籍をお持ちでない場合のみ)在留カードまたは特別永住者証明書の記号番号・在留資格・在留期間または有効期限(満了日)
- (6)外国 PEPs(注 1)の該当性
- (7)経済制裁対象国等(注 2)との取引・資産の有無

(注 1)外国 PEPs とは、「外国の政府等において重要な公的地位にある(または過去にそうであった)方」

およびそのご家族に当たる方です。

(注 2) 国際連合(安全保障理事会)や本邦・米国を含む各国が、国際安全保障や各国の安全保障上問題がある国・団体・個人等を公表の上、経済制裁の対象に指定しています。対象の国・地域については[こちら](#)をご確認ください。

2. お取引目的等の再度の確認にご協力ください

既に当社とお取引いただいているお客さまにつきましても、お客さまとのお取引状況等に応じて、お取引目的やお取引内容等について、再度確認させていただくことがあります。

3. 在留カード等の確認にご協力ください

日本国籍をお持ちでないお客さまは、新規ご審査時に、在留期間を在留カード等により確認させていただきます。

また、既に当社とお取引いただいている日本国籍をお持ちでないお客さまにつきましても、在留資格・在留期間(満了日)を確認させていただく場合があります。在留資格・在留期間(満了日)を更新した場合は、在留カード等、更新後の在留資格・在留期間(満了日)が確認できる書類をご用意のうえ、本文書の末尾に記載のフリーダイヤルへご連絡ください。

在留資格・在留期間(満了日)の確認に応じていただけないまま一定期間が経過した場合は、会員規約に基づきお取引を制限させていただく場合があります。

4. 外国 PEPs について

「犯罪収益移転防止法」等に基づくお取引時確認等に際して、外国 PEPs(外国政府等において重要な公的地位にある方(Politically Exposed Persons))の該当性を確認させていただきます。

当社では、外国 PEPs の方またはそのご家族の方に該当しないことを表明・保証いただいたうえでお取引を開始させていただいておりますが、お客さまご本人が外国 PEPs の方またはそのご家族の方に該当する場合、お取引時確認や追加の確認をさせていただき、会員規約に基づきお取引を制限させていただく場合があります。

1) 外国政府等において重要な公的地位にある方とは、外国の元首や外国政府・中央銀行等の機関で重要な地位にある方として、次の職位にある方となります(過去にその職位につかっていた方も含みます)。

- ① 国家元首
- ② 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職
- ③ 特派大使等、国家を代表する職
- ④ 中央銀行の役員
- ⑤ 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員

※本邦における上記職位にある方は外国 PEPs に該当しません。

2) 上記に該当する方のご家族の範囲は、[こちら](#)をご確認ください。

以上

